

教 育 施 策

串間市教育委員会は、市教育基本方針にのっとり未来を創造する人材の育成と生きがいに満ちた心豊かな市民生活の実現を目指して、家庭教育、学校教育、社会教育、文化、スポーツの充実振興を図るとともに、その有機的連携を密にして生涯学習の振興に努めるため、平成27年度の教育施策を次のとおり定めます。

1 生涯学習の推進

- (1) 生涯学習推進基盤の整備
- (2) 生涯学習推進のための条件整備

2 学校教育の充実

- (1) 生きる力を育む小・中学校教育の充実
- (2) 生徒指導の充実
- (3) キャリア教育の推進
- (4) 特別支援教育の充実
- (5) 人権教育の推進
- (6) 教職員の資質の向上
- (7) 教育環境の整備充実
- (8) 学校体育の充実
- (9) 保健・安全・防災教育の充実
- (10) 学校給食の充実
- (11) 小中高一貫教育の推進

3 社会教育の充実

- (1) 社会教育基盤の整備充実
- (2) 学習機会の充実
- (3) 文化活動の推進と文化財の保存
- (4) 生涯スポーツの推進
- (5) スポーツ水準の向上

4 新しい時代に対応する 教育の推進

- (1) 国際理解教育の推進
- (2) 教育の情報化の推進
- (3) 学校の再編
- (4) 宮崎県立福島高等学校への支援
- (5) 連携型中高一貫教育校の設置

1 生涯学習の推進

(1) 生涯学習推進基盤の整備

① 推進組織の整備

- 生涯学習を総合的に推進するため、「生涯学習推進会議」を推進母体として、多様な学習プログラムの開発等に努め、地域の特性を生かした生涯学習のまちづくりを推進します。

(2) 生涯学習推進のための条件整備

① 学習活動の支援

- 市民が「いつでも どこでも だれでも」学習に参加できる機会や場を提供するとともに、時代に即した学習内容の充実に努めます。
- 個々の生涯にわたる学習活動の充実を図るため、学習情報の収集・提供及び学習相談体制の整備並びに各種教育機関や各種団体等との連携に努めます。

② 啓発活動の展開

- 市民が自発的に学習する意欲を喚起し活動を誘発するため、市広報紙やホームページを活用するなど広報活動を積極的に推進します。

③ 指導者の確保と活用

- 生涯学習を推進するために、地域に在住する特技や才能を持った人々を人材バンクに登録し、地域の活動や学校での学習の指導者としての活用に努める。

④ 学校教育施設等の有効活用

- 市民の生涯学習活動の推進を図るうえから、市内の各小・中学校等の教育施設の有効な利活用に努めます。

2 学校教育の充実

(1) 生きる力を育む小・中学校教育の充実

第二次宮崎県教育振興計画を踏まえ、本市の恵まれた教育資源を活用しながら、本市の実態に即した「串間ならではの教育」を推進してまいります。

① 教職員等体制の充実

- 主幹教諭、指導教諭等の有能な教職員を配置することで、市内全小中学校教職員の資質及び児童生徒の学力の向上を図ります。
- 児童生徒のさまざまな能力を引き出し、向上させる加配教職員の配置を目指します。
(指導工夫改善、中学校学習支援、小学校専科指導（理科、英語等）、児童生徒指導、特別支援充実、体育振興等々)
- 串間市独自の小中学校における少人数学級（30人）の実現を目指します。
(串間市独自の教職員配置による学級編成（習熟度別指導）、少人数指導等の実施)
- 中学校への優秀な部活動指導者（顧問）及び外部指導者の配置を目指します。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、ＩＣＴ支援員、学校司書等の専門的識見を有する人材を充実し、学校をサポートする体制を目指します。

② 学力向上の推進

- 小中高一貫教育を基盤に、学校、家庭、地域社会が一体となった取組を推進します。
- 子どもたちの発達段階に応じて各種学力検査や知能検査を実施し、児童生徒の学習状況等の分析を行い、一人一人の児童生徒に確かな学力を身につけさせるための指導の充実を図ります。
- 児童生徒に基礎的・基本的な学習内容を確実に定着させるため、少人数授業の実施など指導方法や指導体制の工夫改善等を通して、「わかる授業」で基礎学力の向上を図ります。

- 確かな学力を伸ばすため、家庭学習の推進を図ります。
- 児童生徒の学力向上に資するため、小学4年生から中学3年生を対象として「日本語検定」を、また、中学1年生から中学3年生を対象として「英語検定」を全児童生徒へ実施します。
- 新聞を読む習慣を身に付けさせ、学校で教材として取り組むなどNIE教育の推進を図ります。

③ 読書教育の推進

- 「くしまっ子読もうよ100冊」事業や朝の10分間読書、ボランティア等の読み聞かせを通して、児童生徒の読書に対する意識を高めます。
- 学校の図書室及び市立移動図書館の本を活用し、小学校、中学校を通じて読書指導に努めます。

④ 心の教育の充実

- 学校の全教育活動の中で、人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念を育てる道徳教育の充実に努めます。また、家庭や地域社会と連携したボランティア体験など「心の教育」の充実に努めます。

⑤ へき地・過疎地域教育の充実

- へき地・過疎地域教育の充実を図るため、教科領域等により合同学習、集合学習、交流学習等の学習形態や指導方法の工夫に努めるとともに、地域に根ざした主体的・創造的な教育の充実に努めます。
- へき地等の学校と都市部の学校との交流活動を通して、感動する心や豊かな感性を育みます。
- 県教育研修センターの研修講座や研究相談等を積極的に活用し、指導力の向上を図ります。

(2) 生徒指導の充実

学校、家庭、関係機関が緊密に連携して、地域ぐるみの生徒指導体制の整備充実を図り、よりきめ細やかな支援等を行ってまいります。

- 関係機関等との連携のもと、児童生徒の安全確保及び学校

の安全管理に努めます。

- 教職員と児童生徒、児童生徒同士の好ましい人間関係を醸成し、一人一人の児童生徒にゆきとどく生徒指導を積極的に推進するとともに、社会の一員としての自覚に基づく連帯感や共感・協力の精神を培う指導体制の確立に努めます。
- いじめ、不登校や非行等問題行動に対する教職員の指導力の向上に努めるとともに、適応指導教室等の活用を図り、児童生徒の健全育成を期して、家庭や地域社会、関係機関、団体等との一層の連携強化に努めます。
- スマートフォン等の携帯端末を使つたいじめや問題行動、また児童生徒が事件等のトラブルに巻き込まれるケースが社会問題となるなど、スマートフォン等の使用制限や適正な使用方法等のルール化を図り、未然防止等に努めます。

(3) キャリア教育の推進

各学校においてキャリア教育の実施に努めるとともに、一貫教育において、キャリア教育を研究の柱の一つと位置付け、実践的な研究に努めます。

(4) 特別支援教育の充実

① 教育内容の充実と適正就学の推進

- 障がいのある児童生徒の適正な就学を図るため、市及び各学校における教育支援委員会の充実に努めます。
- 小・中学校の特別支援学級及び通級指導教室においては、児童生徒の障がいの実態に適切に対応するため、教育課程の編成・実施に当たって個々の実態に一層配慮するよう努めます。

② 交流教育の推進

- 障がいのある児童生徒に対する理解・認識を深めるとともに、生活・経験の拡充を図るため、交流教育を積極的に推進します。

(5) 人権教育の推進

学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組

を推進し、基本的人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育の充実を図ります。

① 指導体制の強化

- 児童生徒の発達段階に即して、人権教育の指導構想に基づく指導を充実するとともに、全教育活動を通して人間尊重の教育を推進します。

② 指導者の養成と現職教育の推進

- 人権問題に関する正しい認識と優れた人権感覚を有し、意欲と実践力をもった指導者の育成を目指し、教職員の研修を進めます。

(6) 教職員の資質の向上

① 現職教育の充実

- 研修意欲の向上に努め、各種校外研修等への計画的な参加を図るなど、実践的指導力の向上に努めます。
- 児童生徒への体罰やセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、交通違反、個人情報の管理、公金等の適正処理等、教職員のコンプライアンス意識の徹底を図ります。

② 研修の奨励と教育研究の充実促進

- 小学校・中学校の教職員を対象とした初任者研修、教職経験10年経過研修等を通して、実践的指導力等の向上を図ります。
- 教育研究団体の組織及び活動内容の充実・適正化を図ります。
- 教育論文への取組を推進し、日々の授業の充実を図ります。
- 学校の教育機能を一層充実するため、必要に応じ指定研究学校を設けるとともに、学校訪問の充実に努めます。

③ 串間市教育研究所の研究推進

- 串間市教育研究所の充実と本市教育の課題解明に向けて、より実践的な研究を進めます。
- 研究発表会の開催及び研究紀要の発行をとおして、広く研究成果の普及に努めます。

(7) 教育環境の整備充実

① 施設設備の整備

- 年次計画に基づき、校舎等の營繕整備に努めます。老朽建物の計画的改修や非構造部材の耐震化、防災設備の充実など、安全・安心な教育環境の整備に努めます。

② 教材・教育機器等の整備充実

- 情報化等の進展に伴い、コンピュータ等教育機器やソフトウェアの整備に努めます。
- 教育活動の円滑な推進を図るため、教材等の整備に努めます。

③ 育英奨学及び教育資金融資等の充実

- 奨学資金を貸与し、教育の機会均等に努めます。
- 高校、大学等の学校を卒業し、串間市に居住することを条件に奨学金の返済を免除し、学資負担を軽減します。
- 就学困難な児童生徒に就学奨励費の支給を実施します。
- 遠距離通学者への通学補助を実施します。
- 労働金庫と提携し、教育資金融資を行い、高等教育を受ける機会を促し、市民の生活安定に努めます。

(8) 学校体育の充実

- 児童生徒の健康の保持増進と体力の向上を図るとともに、生涯を通じて自ら運動に親しむ能力や態度を育てるための指導者の資質の向上に努めます。
- 教科体育、クラブ活動等及び小体連・中体連等の体育活動の一層の充実を図るとともに、一貫した指導体制の確立を図り、競技スポーツの推進に努めます。

(9) 健康・安全・防災教育の充実

- 心身ともに調和のとれた児童生徒を育成するための健康教育の充実を図ります。特に、性に関する教育の充実を図り、児童生徒にエイズに関する正しい知識を身に付けさせます。
- 学校保健安全法に基づく健康診断を徹底し、児童生徒・教職員の健康管理を図るとともに家庭・地域及び関係機関・団体と

の連携を密にして、総合的に健康教育を積極的に推進します。

- 親子の絆を深める機会として、各学校の行事等で「弁当の日」に取り組むとともに食に対する意識を高めるため食育の推進を図ります。
- 市内の各小中学校において、希望する保護者の児童生徒を対象にフッ化物洗口を実施し、むし歯予防に努めます。
- 生命尊重を第一義として学校への不審者侵入時の危機管理を徹底し、道徳教育、児童生徒との関連を密にした安全教育を積極的に推進するとともに、防災教育にも意を配し、防災体制の総点検、改善見直しを含めた環境の整備の充実を図ります。
- 通学路の安全点検を学校及び関係機関と合同で実施し、改修等必要な場合は関係機関へ働きかけ、登下校での児童生徒のより一層の安全を確保することとします。
- あらゆる災害に備えるため、定期、不定期に避難訓練を実施し、防災教育の徹底を行うとともに、児童生徒の安全確保を図ります。

(10) 学校給食の充実

- 心身の健康について認識を深め、望ましい食生活を送る能力や態度を育てるとともに、食に関する指導や楽しい食事の在り方・内容の改善充実等、学校給食の一層の充実を図ります。
- 食物アレルギーを持つ児童生徒に対して除去食によるアレルギー対応給食を実施し、子どもたちにより一層「安心・安全」な学校給食を提供します。

(11) 小中高一貫教育の推進

平成20年度からスタートした小中高一貫教育を推進するため、「一貫教育推進プラン」「資質向上推進プラン」の二つの柱で、実践的な研究を進めます。

① 一貫教育の推進

- 小中高の全教職員が参画する一貫教育推進体制をつくり、教育課程特例校制度を活用した教育内容の充実に努めます。
- 一貫教育推進のための人材を確保し、その活用をとおして教育内容の充実に努めます。

- 総合的な学習の時間等を活用し、「くしま学」等を中心とした教科活動を充実させることにより、郷土くしまに貢献できる人材の育成に努めます。

② 資質向上の推進

- 授業力向上のための研修会への積極的な参加を促し、教職員の意識改革を図るとともに日々の授業改善に努め、一貫教育推進の基礎づくりを推進します。
- 串間市教育研究所における授業力向上の研究を充実させ、成果を波及させることにより、教職員全体のレベルアップを図ります。

3 社会教育の充実

(1) 社会教育基盤の整備充実

① 社会教育指導体制の充実

- 社会教育関係職員の研修を充実し資質の向上を図ります。
- 社会教育全般にわたる指導者の確保と活用を図ります。

② 社会教育施設の整備と活用の充実

- 学習の拠点施設である公立公民館、図書館及び文化会館の適切な管理運営と学習活動の活性化を図ります。
- 生涯学習専門指導員の指導・助言等により地域活動の拠点施設である各地区公民館等施設の活用に努めます。

③ 社会教育関係団体等の育成強化

- 連帯意識を高め、自主的教育活動を促進するため、社会教育関係団体の育成を図り、団体相互の連携強化に努めます。
- 自主サークル、自主活動グループの生涯学習活動を支援し、その育成に努めます。

(2) 学習機会の充実

① 生涯の各時期における学習機会の提供

- 生涯学習専門指導員や民間ボランティアによる指導者等が各地区において青少年を対象として、土日等の休日を活用したさまざまな体験事業の推進を目指します。

② 視聴覚教育機器等の整備及び利活用の促進

- 機器の整備をはじめ資料（ソフト）の充実を図り、適正かつ有効な利活用を推進します。

③ 人権教育の推進

- 様々な学習機会をとらえ、市民一人一人が人権について、正しい認識と理解を深めるため啓発活動を推進します。

(3) 文化活動の推進と文化財の保存

① 文化活動の振興

- 文化団体の育成と市民文化活動の振興を図ります。
- 串間市文化会館を中心施設として、市美術展等の開催を通

じて芸術文化の振興を図ります。

② 文化財の保護施策の推進

- 各種文化財の保護・保存に努めるとともに、文化財を活用して歴史への关心及び郷土愛の高揚を図ります。
- 民俗芸能等団体の継承活動を支援し、その保存に努めます。
- 文化財愛護思想の普及に努めます。

(4) 生涯スポーツの推進

- 生涯スポーツを推進するため、いつでもどこでもいつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指して、スポーツ・レクリエーションを開催し、スポーツ人口の拡大を図ります。
- スポーツ振興を図るため、スポーツ推進委員及び社会体育推進員との連携を密にし、指導者の養成・確保、スポーツ情報の提供を図ります。
- 市民のスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、市総合運動公園の有効な活用、学校体育施設の積極的な開放を促進するとともに、健康づくり推進機関と連携を密にすることにより、より一層市民の健康増進に努めます。

(5) スポーツ水準の向上

- 串間市体育協会などの体育関係団体と連携し、スポーツキャンプ、競技会、各種スポーツイベント等のスポーツ活動の活性化とあわせ総合型地域スポーツクラブの育成を図るとともに、競技スポーツ水準の向上に努めます。

4 新しい時代に対応する教育の推進

(1) 国際理解教育の推進

- 教育活動をとおして国際理解教育を推進します。
- A L T (外国語指導) や国際交流員を活用した教育・文化交流を推進し、児童生徒や市民の国際感覚の高揚を図ります。

(2) 教育の情報化の推進

- 小・中学校に設置したコンピュータ及び電子黒板等の活用を図り、I C T 教育を推進します。
- 情報教育担当者の拡充と指導力の向上を図るための研修を実施します。

(3) 学校の再編

- 平成 29 年 4 月開校予定の新しい中学校を充実強化していくため学校施設整備をはじめ、「新しい中学校づくり推進委員会」「学校再編検討委員会」等の組織を設置し諸準備を進め、より良い中学校づくりを目指します。

(4) 宮崎県立福島高等学校への支援

- 県立福島高校存続に向けて在学する生徒に対し行政支援を行います。
 - ① 進学・就職に有利な各種検定合格者に対し、受検料の補助を行います。
 - ② 居住地 6 キロメートル以上の通学距離を有する生徒に対し通学補助を行います。
 - ③ 文化・スポーツ面において、九州・全国大会等に出場するための経費の一部補助を行います。
 - ④ 学力向上に資するため、夏季期間中を利用して市内中学 3 年生全員を対象にサマースクールを行います。
 - ⑤ 入学支援金を補助し保護者の負担軽減を行います。
 - ⑥ (再掲) 高校、大学等の学校を卒業し、串間市に居住することを条件に奨学金の返済を免除し、学資負担を軽減します。

(5) 連携型中高一貫教育校の設置

- 中高 6 年間の計画的・継続的な教育指導や、幅広い年齢層の生徒の交流の中で、生徒の学力や個性・創造性を伸ばし、社会性や豊かな人間性を育むとともに、部活動を連続的・発展的に指導することで競技力の向上を目指します。

「教育の振興宣言都市」に関する決議

平和的な国家及び社会の形成者として、人格の完成をめざし、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神にみちた心身ともに健康な青少年の育成を期す。

あわせて、串間市の発展に寄与する人づくりを願い、地域社会、行政それぞれの立場でその機能を十分發揮するとともに、義務教育費の父母負担の解消等々に努力し、教育の自主性を保障する。

ここに串間市を「教育振興宣言都市」として宣言する。
以上、決議する。

昭和 54 年 1 月 18 日

串間市議会